

医推第1076号  
令和4年12月19日

(公社)岡山県医師会長 }  
(一社)岡山県病院協会長 } 殿  
(各通)

岡山県保健福祉部医療推進課長

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課の調査依頼に基づき、岡山県でも国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について調査します。

つきましては、令和3年10月1日以後新たに国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素（別紙「今回調査対象となる生物剤・毒素一覧」参照）を保有している医療機関は今回の調査対象となっていますので、その旨、直接、当課あて報告するよう貴会所属の会員への周知方お願いします。

また、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

なお、令和3年10月1日時点で生物剤及び毒素の保有している医療機関については、当課から直接調査依頼します。

記

- 1 報告先 岡山県保健福祉部医療推進課医事班  
086-226-7403  
※保有していない医療機関は、連絡不要です。
- 2 報告期限 令和5年1月10日（火）
- 3 掲載先 岡山県ホームページ  
【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】  
<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>